横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2946号)

令和4年7月22日

横情審答申第2946号令和4年7月22日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 靜 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

令和2年6月29日戸福第692号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成13年から平成30年までの戸塚区民生委員・児童委員名簿(別紙のとおり)のうち、特定地区民生委員児童委員協議会のページ」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

#### 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成13年から平成30年までの戸塚区民生委員・児童委員名簿(別紙のとおり)のうち、特定地区民生委員児童委員協議会のページ」を一部開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成13年から平成30年までの戸塚区民生委員・児童委員名簿(別紙のとおり)のうち、特定地区民生委員児童委員協議会のページ」(以下「本件審査請求文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和2年3月19日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

非開示とした個人の氏名、連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所は、個人に関する情報であって特定の個人を識別するものであることから、同号本文に該当する。また、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見 は、次のように要約される。

- (1) すべて不服であるので、審査請求する。
- (2) 処分庁の更新の解釈は、社会通念上、経験則上も、身勝手な解釈であって、請求 人の公文書公開請求権を侵害し、知る権利、絆を育む条例に著しく違反している。 なお、条例は、原則公開であり、文書の所持が明らかである場合、これを公開と しない決定は、条例の趣旨に著しく反している。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第10条第2項では、「住民は・・・等しい役務の提供を受ける権利がある。」と規定されているのであるから、「任期」中であ

るか、「任期終了」者であるかを分けて差別する理由、すなわち非公開とする理由 は、「差別的な取扱いをしてはならない」との規定(同法第244条第2項)に違反 している。

(4) 民生委員・児童委員は、公益上の役割を担っていた事実があり、処分庁がこれを 十分に熟知していたのであるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号)第7条で、「行政文書に不開示情報が記録されている場合 であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政 文書を開示することができる。」対象文書であった民生委員・児童委員の氏名であ った事実を、隠し偽っている妨害があった。

それゆえ、「公益上特に必要な」民生委員・児童委員を任期中か任期終了かに分けて、個人情報非公開情報とした判断は、裁量権を逸脱し、濫用も明らかである。

### 5 審査会の判断

- (1) 民生委員に係る事務について
  - ア 民生委員は、民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき、社会福祉の増進 のために、地域住民の立場から、生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動 を行う非常勤特別職の公務員で、その任期は3年である。

また、民生委員は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第16条第2項の規定により、児童委員に充てられたものとされるため、児童委員を兼ねている。

- イ 横浜市に置かれる民生委員は、それぞれが割り当てられた担当区域で活動する。 また、民生委員法第20条第1項では、民生委員は民生委員協議会を組織しなけれ ばならないことが規定されており、全ての民生委員は、自らの担当区域が属する 地区の地区民生委員児童委員協議会に所属している。
- ウ 民生委員に係る地域住民からの問い合わせへの対応等の民生委員の活動に係る 事務は、各区の福祉保健センター福祉保健課で行っている。
- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、戸塚区福祉保健センター福祉保健課(以下「福祉保健課」 という。)が作成した民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)の平成13 年から平成30年までの名簿のうち、特定地区民生委員児童委員協議会に属する民生 委員のページである。

これらのページには、特定地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員について、担当区域の町名等、当該担当区域で活動する民生委員の氏名、自宅等の連絡

先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所等が表形式で記載されている。 実施機関は、本件審査請求文書のうち、民生委員の氏名、連絡先電話番号、FA X番号、Eメールアドレス及び住所(これらを総称して、以下「本件非開示部分」 という。)を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

- (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について
  - ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報 に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができることを規定している。もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公に することが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる情報から除くことを規定している。
  - イ 実施機関は、本件非開示部分は本号に該当すると主張しているため、不明な点 について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。
    - (ア) 民生委員の任期は3年であり、3年ごとに一斉改選が行われ、全ての民生委員について、任期満了に伴う新たな委嘱が行われる。なお、本件請求があった令和2年2月21日に現職にあった民生委員の任期は、令和元年12月1日から令和4年11月30日までである。

また、任期満了に伴う委嘱のほかに、欠員が生じた場合及び増員が必要な場合には、欠員の補充及び増員に係る委嘱が行われる。この委嘱は7月1日と12月1日に行われ、その任期は、次の一斉改選の日の前日までである。このため、民生委員によって任期の末日が異なるということはない。

- (イ) 民生委員の名簿は、一斉改選による新たな委嘱及び欠員の補充及び増員に係る委嘱の時期に作成されるが、欠員が生じていない等の理由により名簿の内容に変更がない場合には、作成されない。
- (ウ) 民生委員は、地域住民の立場から、担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員であるから、地域住民に民生委員の氏名が公表されている。また、民生委員への相談を希望する地域住民に対しては、福祉保健課から連絡先電話番号についても伝えているが、FAX番号、Eメールアドレス及び住所は伝えていない。

しかし、過去に民生委員であった者(以下「元民生委員」という。) については、民生委員ではなく私人であるから、地域住民に氏名を公表していないし、

氏名、連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所も伝えていない。

したがって、元民生委員の氏名、連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所は、地域住民に周知されているものではなく、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」には当たらないものと考えている。

- (エ) そして、本件請求があった令和2年2月21日に現職にあった民生委員の任期の始期は、令和元年12月1日であるから、平成13年から平成30年までの民生委員の名簿の一部である本件審査請求文書に記載されているのは、元民生委員の個人に関する情報である。
- (オ) なお、民生委員は再任されることがあるが、任期ごとに新たな委嘱を受ける ので、再任されて現職の民生委員であったとしても、過去の任期に係る情報は、 元民生委員の情報として扱っている。
- ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件非開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、元民生委員は私人であるから、その氏名、連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所について地域住民に周知されていないとの実施機関の説明は首肯できるものである。したがって、本件非開示部分は、本号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ・・・ている情報」に該当しない。また、本件非開示部分は、本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、本号ただし書ウの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」ともいえないことから、これらにも該当しない。

- (4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

## 《参考》

# 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
令和2年6月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年7月13日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年7月16日 (第259回第三部会) 令和2年8月25日 (第340回第一部会) 令和2年8月26日 (第382回第二部会)	・諮問の報告
令和4年4月8日 (第415回第二部会)	• 審議
令和 4 年 4 月 27 日 (第 416 回第二部会)	• 審議
令和4年5月18日 (第417回第二部会)	• 審議